

〈論文〉

戦後保守政治家の平和思想について： 吉田茂の言説を通して

中 村 香代子

はじめに：

戦後の日本は、平和国家としてのアイデンティティを強く共有してきた¹。しかしながら、「平和」という概念がそもそも多義的である上²、戦後から70余年の歩みの中で、日本政治と国際関係の変化は、「平和」概念に解釈の広がりをもたらし、平和国家を支える思想とは何だろうか。ある程度のコンセンサスはある。戦後60年、70年の節目に外務省が内外に向けて発信した文書によれば、日本の平和主義は、戦争の反省に起源をもち、自由、民主主義、基本的人権の尊重が基軸となっている（外務省：2005、2015）。日本の平和国家としてのアイデンティティは、厭戦思想と戦後の民主主義体制に大きく負っているといえる。

戦後日本の保守政治家は、このような戦後日本の平和主義とどのようにバランスをとってきたのか。換言すれば、保守政治家たちは、戦後日本の平和主義を牽引したのか否か。本稿執筆の根底的な問いはここにある。この問いの一端を紐解くために、1955年体制以前の保守

¹ 外務省では、戦後60年には「平和国家としての60年の歩み」というファクトシートを、戦後70年には『外交青書2015』の中で「平和国家としての戦後日本」という一節を設けている。

² 「平和」という概念がそもそも多義的であるということについては、石田雄（1968）『平和の政治学』に詳しい。

思想を代表する吉田茂の平和思想を検討する。吉田茂は、戦後日本の平和を支えた憲法と日米安保を成立させた政権を担った人物である。単独講和と日米同盟という戦後日本の大きな舵切りをしたことは、後に「対米従属論」の源をつくったと批判される所以である。「非核三原則」を提唱した佐藤栄作は「吉田学校」の代表格のひとりでもある。吉田茂の政治思想が戦後日本の平和思想に与えた影響は計り知れない。

戦後平和国家の礎を築きながら、吉田茂は戦前を想起させるような尊皇主義を抱いていた。戦後民主主義の改革をGHQ下に推進しながら、「臣茂」を自称するほど戦前からの愛国主義的な思想が融和していた。後述するが、吉田の平和思想は、自立・改憲を支持する保守政治家から批判を浴びる一方で、他方戦前と連続した尊皇思想は、保守政治家の多くに受け入れられている。本論では、1955年体制に至る戦後の保守政治家たちの政党政治の経緯を確認したうえで、吉田茂の厭戦思想に起因する平和思想とそれと同居する尊皇主義的民主主義の理想の言説から「保守本流」の吉田茂の諸相について考察する。これにより保守政治家の政治思想に内在する平和主義の特徴から戦後日本の平和思想の歩みの起源を明らかにする。

1 1955年体制以前の保守政治の攻防：戦後派と戦前派

戦後の日本政治を牽引してきた保守政治家たちが一貫して日本の平和主義を代表してきたとは言い難い。戦後日本の平和思想を築いてきたのも保守政治家であるが、その根幹に批判的であったのも保守政治家である。占領下保守政治家は新憲法を支持したが、1950年代になると「反保守」を掲げる人々が「護憲」と結びついて平和主義を自認する。こうした政治政党の平和主義を巡るねじれは、対米関係と冷戦構造に影響されている。小熊英二の言う「戦後日本の所与条件」(2024: 24)、すなわち、朝鮮戦争が冷戦の主戦場と化していく過程で、保守政治家が対米関係を無視できない状況があった。保守政治家内部で、次第に親米派の改

憲論者が力を得ていくのはこの時期である。戦後日本の平和主義は、平和憲法と不可分の関係にありながら、保守政治家は対米関係から改憲論に傾倒していく。保守政治家と平和主義の関係性が見えにくいのは、こうした背景が遠因している。

1955年体制に至るまでの政治政党の浮き沈みが激しいので戦後から55年体制までの経緯を確認しておこう³。1946年4月戦後初の総選挙で日本自由党が第1党となり、鳩山一郎が次期首相候補となっていたが、GHQの公職追放⁴により、吉田茂が首相に選ばれ、5月22日第1次吉田茂内閣が発足した。初期の占領体制下において、GHQは民主化と非軍事化を最優先し、吉田政権は数々の民主化改革を行っていく。第一次吉田内閣では、新憲法を成立させ、1947年5月3日、日本国憲法は施行される。しかし、吉田の日本自由党の基盤は盤石でなく、その後の選挙で負け、5月24日日本社会党委員長の片山哲が民主党と国民協同党との連立内閣を成立させる。程なく社会党が右派と左派に分裂したため片山政権は瓦解する。1948年3月今度は民主党の芦田均が民主党・日本社会党・国民協同党の連立内閣を発足させるが、昭和電工事件により逮捕者が続出し総辞職に追い込まれる。この間、日本自由党と日本社会党との連立政権に反対して離党した元民主党議員からなる同志クラブ・民主クラブが合併し、民主自由党を結党する。第一党となった民主自由党率いる吉田茂は、芦田内閣解散を受け、1949年10月第二次吉田内閣を組閣する。1949年2月の総選挙では、264議席を獲得して大勝し、日本自由党単独の第三次吉田内閣発足となった。

この時期の近隣の国際状況は、GHQの占領政策の指針だけでなく、保守政治家内部の構成図を変えた。1948年8月に大韓民国、9月に朝鮮民主主義人民共和国がそれぞれ建国を宣言する。1949年10月毛沢東は北京で中華人民共和国の建国宣言を行う。これに伴い、北東アジア

³ 戦後占領期から55年体制までの政治史は、後藤・内田・石川（1994）、五百旗頭（2007）、石川、山口（2021）及び、境家（2023）を参照。

⁴ 公職追放については、増田（1998）を参照。

の地政学的リスクから、日本国内での共産主義の拡大が懸念されると、1950年GHQは日本共産党を非合法化し、レッド・パージをはじめた。6月25日、ついには朝鮮戦争が勃発すると、それに対しマッカーサーは、警察予備隊75,000人創設、海上保安庁8,000人増員を許可し、8月10日には警察予備隊令が施行された。以降、GHQは日本に再軍備を要求する。共産主義への圧力とは対照的に順次公職追放が解除さる。これが、戦前派の保守層の復帰を促し、保守政治界の勢力図を大きく変えた。第一次吉田内閣が成立する要因でもあった鳩山一郎の追放も8月6日解かれた。

第三次吉田内閣は、占領を終わらせることが最大の目標となっていたが、アメリカをはじめとする西側諸国とだけでも講和を締結して早期の主権回復を目指すのか（単独講和）、ソ連等東側諸国も同時に講和締結をするのか（全面講和）、政界だけに留まらず知識人をも巻き込んで論争となっていた⁵。また、単独講和になった場合、国土防衛を米国に依存すること、すなわち米軍基地容認についても論議が巻き起こった。社会党は全面講和論で陣を張り、1950年12月には「全面講和・中立堅持・軍事基地反対」の「平和三原則」を発表、保守と対立した。1951年1月の党大会では、さらに「再軍備反対」を加え「平和四原則」を確立した。最終的に吉田は冷戦状況下において、軽武装・経済優先を主張する立場から、再軍備には消極的でありながらも米国の軍事力に頼る単独講和を選択する。1951年9月8日サンフランシスコ講和条約及び日米安保に吉田茂が署名し、1952年4月28日に発行される。講和と安保という二つの選択は、戦後日本の方向を決定づけた一方で、他方、保守と反保守の平和思想を乖離させた。

10月の選挙を経て、第四次吉田内閣が成立する。この選挙では占領終了とともに公職追放されていた岸信介をはじめとする多くの保守政治家が政界復帰した。追放解除された「戦前派」は戦前回帰的な天皇観と自主憲法制定を掲げ反吉田で勢力を拡大し、逆に吉田中心の「戦

⁵ 講和問題については、拙著（2023）で詳しく論じた。

後派」は追い込まれた⁶。1952年2月自由党に反対する第二の保守政党として改進黨が結成され、翌1953年4月には憲法調査会が立ち上げられる。また、1953年3月自由党内でも岸信介が筆頭となり憲法調査会が作られ、自主憲法論が保守政治家の間で席捲する。1953年5月第五次吉田内閣が成立するが、1954年11月反吉田路線の鳩山一郎と重光葵が自由党を離党し日本民主党を結成、除名されていた岸も合流して、自主憲法制定と再軍備を主張する。「戦後派」吉田茂が形成してきた戦後民主主義体制に反発する「戦前派」保守政治家たちの改憲、再軍備論は、保守政治家と戦後日本の平和主義との並走を困難にした。対して、護憲と基地反対を主張する反保守のスローガンとして平和主義が使用される。同年3月の第五福竜丸事件は、原水爆禁止運動を促す契機となる。後に、反保守政党は運動に積極的に関与し、平和思想のもう一つの中核「非核三原則」へと繋がるのである。

同年7月には防衛庁が設置され、陸・海・空自衛隊が発足し平和憲法との整合性にいよいよ矛盾を孕むこととなった。自衛隊の成立と追放解除は、非軍国主義と民主化に反するいわゆる「逆コース」だとして反保守から批判される。改憲論を掲げる戦前派保守政治家と「逆コース」と非難する反保守に立ち阻まれ、長く続いた吉田政権は12月退陣し、日本民主党の鳩山一郎が政権の座を奪った。1955年、右派と左派に分裂していた社会党が再び合同するに至り、対抗する形で11月自由民主党が結成された。初代総裁は鳩山一郎、党幹事長には岸が座った。自由民主党結党宣言には、「初期の占領政策の方向が、主としてわが国の弱体化に置かれていたため、憲法を始め教育制度その他の諸制度の改革に当り、不当に国家観念と愛国心を抑圧し、また国権を過度に分裂弱化させた」とし、暗に占領下の吉田路線を否定している。さらには、「第一、国民道義の確立と教育の改革 第二、政官界の刷新 第三、経済自立の達成 第四、福祉社会の建設 第五、平和外交の積極的展開 第六、現

⁶ 安井は渡辺恒雄のインタビューとともに、「戦前派」と「戦後派」の対立は、政治思想の相違だけでなく、人間感情や権力闘争もあったと推測している。

行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の整備」、以上の六つの目標を掲げた。「戦後派」自由党吉田茂が敷いた軽武装・経済優先路線の系譜と「戦前派」日本民主党鳩山一郎が率いた国民道德の強化と憲法改正論の系譜との二大潮流が1955年体制を築いた自由民主党内で渦巻くことになる。換言すれば、1955年に至るまでの保守政治家の攻防が、戦後日本の平和思想と保守政治との関係を複雑にしている根本的原因といえる。

2. 最優先される主権回復と非武装国家の価値

冷戦によるGHQの要求の変化と国内政局の不安定な状況の間で、主権回復を目指した吉田政権のとった方針は、吉田茂の平和思想とどのように異なるのだろうか。講和問題、日米安保、再軍備等々で反保守からは「逆コース」と揶揄される一方、他方、憲法改正論をもった戦前派により保守内部からも批判された。憲法九条を含む新憲法を制定し、かつ、再軍備を否定しながらGHQの要求により実質的な再軍備に進まざるを得ず、それでもなお再軍備のスピードを遅延させ、改憲に関しては距離をとった。結果的に九条の矛盾を戦後日本に残してしまった吉田の戦争放棄と再軍備に関する采配は、議論の余地があるが、高坂はそこに吉田の哲学を見て高く評価している。

再軍備に対する彼の態度は重要な意味を持っていた。彼は、「再軍備は致しません」と言いながら、徐々に再軍備をすすめたことを非難されてきた。しかし、この苦しい詭弁を彼がくり返したのには、それだけの必要性があり、それだけの効用があったのではないだろうか。（高坂：8）

そして、高坂は、安保条約は単なる軍事同盟ではなく、政治的、経済的方向を含むものであり、吉田は国際政治において「軍事力に最大の重要性を与えたことは一度もな」く、「軍事力には二次的な地位しか与えな

かった」(同：8)と指摘している。

しかしながら、吉田茂が自ら厭戦思想から戦争放棄を言い出したわけではない。殊に、憲法に関しては、状況変化に応じて姿勢を変えていった。ポツダム宣言により民主主義体制を立て直すことになっていたため、松本烝治国務大臣を委員長とする憲法問題調査委員会が憲法改正案を造った(いわゆる「松本案」)。これをもとに幣原内閣はGHQに憲法改正案を提出するも、突き返されることになったのは周知の事実である。「松本案」は、大日本帝国憲法をもとに改正したもので、そこには「第1条 大日本帝国憲法は萬世一系の天皇之を統治す」とそのまま天皇の地位が温存され、「第11条 天皇は軍を統帥す」と天皇配下の軍の存在を否定しなかった。吉田茂は、この「松本案」を支持していた。つまり、軍勢力を維持することに抵抗はなかった。それにもかかわらず、ジョンダーワーが「1946年に首相として『マッカーサー案』を議会に提案する羽目になると、吉田は第九条の意図について最も無限定な解釈のひとつを自ら述べた」(b：137)というように、一たび「マッカーサー案」が出されると自らこれを受け入れた。

ここで言う「無限定の解釈」とは、1946年6月28日衆議院本会議にて、憲法九条に関して共産党野坂参三と論争を交わした際、吉田が自衛戦争まで踏み込んで否定した答弁のことである。野坂が侵略戦争を正しくない戦争とする一方、自衛戦争は正しい戦争であり、戦争の放棄ではなく侵略戦争の放棄とすべきと主張したが、吉田はこれに対して、以下のように、正当防衛権自体を有害であるとした。

交戦権放棄に関する草案の条項の期する所は、国際平和団体の樹立にあるのであります。国際平和団体の樹立によって、あらゆる侵略を目的とする戦争を防止しようとするのであります。しかしながら正当防衛による戦争がもしありとするならば、その前提に於て侵略を目的とする戦争を目的とした国があることを前提としなければならぬのであります。故に正当防衛、国家の防衛権による戦争を認むるということは、たまたま戦争を誘

発する有害な考えであるのみならず、もし平和団体が、国際団体が樹立された場合に於きましては、正当防衛権を認むるということそれ自体が有害であると思うのであります。（「第90回帝国議会衆議院議員議事速記録第八号」）

こうした吉田の戦争放棄の解釈は、新しい平和国家日本のビジョンと結合していく。吉田は、ラジオで「無条件非軍事化を誇るべき立派な基礎としおそらくはそこに民族の優秀な性格を見る」であろうことを述べ（b139）、戦争放棄のある新憲法を持つ日本は、世界に先んじているという見解、あるいは「日本が世界平和の先駆者となり、やがては世界的軍備縮小を招来するであろう」と言う目標を抱いていたとジョン・ダワーは指摘している。吉田は、1949年11月の施政演説でも「非武装国家」、「平和国家」と内外に示すことが核兵器時代の安全を保障する唯一の道だとも説いている。

わが国の安全を保障する唯一の道は、新憲法において厳粛に宣言せられたるがごとく、わが国は非武装国家として、列国に先んじてみずから戦争を放棄し、軍備を撤去し、平和を愛好する世界の輿論を背景といたしまして、世界文明と平和と繁栄とに貢献せんとする国民の決意をますます明らかにいたしまして、文明国世界のわが国に対する理解を促進することが、平和条約を促進する唯一の道と私は考えるのであります。（吉田、1998c:370）

勿論、吉田は単に理想主義的に非武装、戦争放棄を内外にアピールしただけではない。吉田がそうした主張を繰り返す裏には、「平和主義の確認は他国の疑惑を晴らし、世界の信頼を得て、講和条約の早期締結をうながすうえに欠くことができないという観察と一対に組み合わせられていた」（ジョン・ダワー：141）からだ。吉田茂本人も後に次のように述べている。

日本国憲法の中で最大の特色をなす戦争放棄、軍備否定の第九条について、その発案者が誰であるかの問題が、一般に興味を持たれているようである。それがマッカーサーであれ、幣原総理であれ、あのような条項を入れることによって、日本が真の平和国家として信用されることを狙いとしたのであろうことを私は疑わない。私自身としても当時の閣僚の一員として、また後には国会や枢密院の審議を求める責任者として、憲法九条に託した期待は、日本の信用回復によって一日も早く独立国に立ち帰りたいというにあった。(2015：145)

吉田が鈴木貫太郎の言葉⁷を借りた「負けっぷりは立派にしようというのが、私の総司令部に対する一貫した考え方」(1998a:140)という発言はよく知られているが、吉田は占領体制を脱却し主権回復を最優先事項に据えていた。新憲法に無関心である⁸とまでは言わないが、所与の条件を自ら受け入れたともいえる。平和憲法を後天的に内在化していく姿勢が吉田に見受けられる。

吉田は、占領政策の転換に合わせて、自衛隊創設までのレールを敷いたが、国民の厭戦思想に対して理解を示し、再軍備に関しては、一貫して消極的だったと自認している。吉田は、後に、「私自身は再軍備をしようなど考えたこともないし、むしろ逆にこれに反対し続けて来たつもりで」(1998b:44)、再軍備を考えることは「愚の骨頂」と発言している(同)。再軍備に反対する理由には、第一に「米国の如き進歩した高度の武装を実現し得るや否やは疑問であり」、「敗戦日本が如何に頑張ってみても、到底望み得べきことではな」いこと、第二に「国民思想の実情からいって、再軍備の背景たるべき心理的基盤が全く失われている」

⁷ 鈴木貫太郎の「戦争は、勝ちっぷりもよくなくてはいけませんが、負けっぷりもよくないといけない。鯉は俎板の上にのせられてからは、庖丁あてられてもびくとししない。あの調子で負けっぷりをよくやってもらいたい」

⁸ 原は、吉田について「そもそも新憲法に対する姿勢は消極的であるというよりも、むしろ無関心であった」(原：112)としている。

こと、第三に「理由なき戦争に駆り立てられた国民にとって、敗戦の傷跡が幾つも残っておって、その処理の未だ終わらざるものが多い」ことをあげている（1998b:44）。ダレスからの再軍備要求に対して、吉田はあくまで独立の回復が先決で、再軍備には経済的にも対外的にも困難であるという返答をしたことも有名である。ジョン・ダワーは、吉田の再軍備消極策に対し、「軍備の具体的な進展とアメリカ側からのあまり巧妙といえない軍事化指示のさなかにありながら、日本は再軍備しないと口あたりのいい議論をすると同時に、再軍備の速度と規模を制限しようと真剣に考え、しかもそれに成功したことは疑念の余地がない」（146）として評価している。

改憲そのものに否定しないまでも、憲法九条に関しては、戦前派の保守政治家とは一線を画してきた。押し付け憲法という批判には、「私はその制定当時の責任者としての経験から、押しつけられたという点に、必ずしも全幅的に同意し難いものを覚える」（1998a:378）と答えている。また、国際状況を鑑みて「憲法第九条、いわゆる“平和条項”にしても、私は政府責任者として、あのままで結構だとする見解をとってきたのである。国内的には国民負担の問題、対外的には現今の国際情勢、特に海外の対日感情などから考えて、早急に第九条を改正することに可なる所以を認め難いのである」（1998a:381）。また、憲法九条の定着が憲法改正論云々でなく、一般の国民は「戦前の軍国主義への反動から憲法九条を支持した」のではとも考え、占領軍のイニシアティブによってできた非武装、戦争放棄の理念は、一般国民の厭戦思想から下支えされているという認識をもっていた（吉田、1979：122）。

主権の回復が最優先事項であった占領体制下において、吉田はGHQの指針に沿って、民主化を進めた政治責任者である。故に、「軽武装・経済優先」というイメージはぬぐえない。しかし、吉田の平和思想は、所与の条件下で現実的な選択肢を選びながらも、国民の厭戦思想を理解し、安全保障のためにも非武装平和国家としてのアイデンティティを目指すという意思を持っていた。

3. 尊皇思想のオールドリベラリズム

戦前派の改憲論に否定的で、再軍備にも消極的であった吉田は、単なる戦後のリベラリストというわけではない。対米追従と批判されながら、GHQの指示のもと民主化改革を推し進めた一方で、他方、天皇制を巡ってはGHQの方針と対立した。こうした背景には、戦前の流れを組むオールドリベラリズム的思考に由来する吉田の尊皇主義的な保守思想がある。吉田の思い描く民主主義の理想は、戦争で分断された戦後日本の民主主義でなく、戦前から継承された民主主義体制である。従って、天皇制の維持を固持し、神道指令や行き過ぎた公職追放に批判的態度をとるのである。

GHQは非軍事化と民主化を第一目標にして、軍事関係施設や軍需工場、破壊または接収だけでなく、治安維持法の廃止や財閥解体まで実行した。こうしたGHQの方針に、吉田は理解を示している。「日本は徹底的な軍国主義、極端なる国家主義の国であり、従って大部分の日本人にそうした思想が骨の髄まで沁み込んでいると思い込んでいた」ため、「占領と同時に逸早く為すべきことは、あらゆる軍国主義的なものを根底から打破すること、そして日本国民を自由主義的、民主主義的に解放することにあるとしたのは当然（1998a:91）」と述べている。また、「日本は極端な軍国主義の国で、この国の組織をそのままにして置いたのでは、世界平和の害になる。また日本はいわゆる警察国家であり、国民の思想を圧迫し、人権を極度に抑圧している国であると考えていた。従って日本の国家組織を根本的に破壊し、軍国主義思想を一掃せぬ限り、世界の秩序は保たれず、人類の安全は脅かされるという観点から、従来の国家、家族、社会の建前をすべて覆して、新しい民主主義国家を造ろうとした」（1998c：116-117）、とし、軍国主義の排除と民主化の必然性に賛同している。

しかしながら軍国主義を排除するためにとった米国主導の改革に行き過ぎがあったとも述べている。戦後の皇室に対する扱い方（1998c:117）には不満を持ち、国家と神道との分離などは見当違い（1998a:96）として

いる。天皇退位論には真っ向から反対し、天皇の退位を望むものを「非国民」と呼んだ（原：150）。大逆罪廃止を巡っては、GHQに反発した。このように吉田のリベラリズムは尊皇思想と同居している。

吉田が考えるリベラリズムは、戦後の新しいリベラリズムではなく、戦前から続く日本的なリベラリズムである。ジョン・ダワーは、新憲法論議を巡り、吉田が「降伏前とその後の連続性を立証すること」に重きを置いていたと指摘する（1998b：66）。さらに、吉田は、戦前日本国家が「性格上も法律上も、封建主義的、権威主義的、超国家主義的、軍国主義的であった」という外国の認識は「誤解」とし、「戦前日本と『民主主義』の新時代との明確な連続を強調」したとする（同：67）。吉田は、戦前のリベラリズムを信頼し、特に戦後においても天皇制と皇室は外すことができない重要な求心力として捉えていた。吉田は以下のように、皇室と憲法と日本の民主主義の関係を把握している。

日本の憲法は五箇条の御誓文から出発したものといってもよいのであるが、この御誓文を見ても、日本は民主主義の国である。故に民主主義は新憲法によって初めて採り入れられたものではない。憲法と皇室との関係についても、皇室の存在は、日本国民の間に自然に発生した国体そのものの中にあり、君と臣との間に沿う対立した関係のないことは勿論であって、いわゆる君臣一家である。国体は新憲法によって何等変更されない。（1998a:368）

神道に関しても、GHQに批判的であった。GHQは国家神道による祭政一致の体制を軍国主義的として排除の対象とするが、どの国でも、その初めは祭政一致であり、イギリスを例に出し、現在でも宗教が政治と関連があってもおかしくないとし、神道及び皇室の崇拝は、軍国主義とは無関係と考えていた。

日本の場合には、祭政の中心は皇室であり、それは古代から近代に至るまで一貫して変らない。皇室を中心とする祭事とは一

体不可分であり、いわば皇室すなわち国家、国家の歴史は皇室の歴史ということが、他の国の専制君主の場合とは全く別の意味での日本の現実であった。神道は皇室の宗教であることはもとよりであったが、一般国民にとっても、広い意味での神道、すなわち伊勢神宮以下諸々の神社を尊崇する国民共通の気持ちがあるという意味において、国民の宗教でもあったわけである。仏教における真言だの、浄土だのと宗旨というものは家によって異なるけれど、神棚は如何なる家庭にもあって、祖先を祭るというのが、最近はともかく、従来の一般の習慣であった。しかもそれは軍国主義だの、国家主義だのと少しも関係はなかったのである。(2015：242-243)

皇太子の立太子礼の寿詞において「臣茂」と自称したのは有名であるが、吉田の皇室に対する尊崇は揺るぎないものであった。

対して、反共主義という点で、吉田はGHQと手を取り合った。GHQの行き過ぎとして追放解除を求める書簡を出す傍ら、吉田は共産主義勢力のレッド・パージに協力する⁹。吉田のリベラリズムは、反共という点でGHQの方針と合致するが、天皇制や皇室のあり方、神道と国家の関係に関しては意見を異にした。しかしながら、このような尊皇思想に基づいた考え方や反共主義は、改憲論で袂を分かっていた戦前派の保守政治家と分かち合える要素であった。

おわりに

戦後日本の平和国家を支える平和思想がどのように生まれ、継承されてきたのか。この問いは非常に難しい。しかしながら、これまで見てきたように、戦後から1955年体制まで最も影響力のあった保守政治家吉田茂の言説を通して、その一端が明らかになった。非武装・戦

⁹ 吉田とマッカーサーの追放解除、追放の追加についてのやり取りは、袖井（2012）を参照。

争放棄を導き出した平和憲法は、敗戦をして占領体制下において取るよりほかない所与のものともいえるが、戦後復興と主権回復を優先させながら、非武装国家こそが安全保障上も良策であると自らのものとして内在化させていく考え方は、戦後日本の平和思想を見据える上で、重要である。北東アジア地域が冷戦に巻き込まれていくことにより、単独講和と日米安保を締結し、さらに、現実的には再軍備が整備されていくにつれて、新憲法の非武装、戦争放棄という平和国家の理想が崩れていくが、吉田は一貫して再軍備に賛成はしていない。吉田の再軍備拒否は、経済優先だけでなく、国民の心情や厭戦思想からも導き出されたことは注目に値する。このような所与の平和思想を内面化していく見方は、戦前派保守政治家と異なる。1955年体制以降、先述したように、改憲派が保守政治家の大勢を占め、反保守が「護憲」を旗印に平和を主張していくために、戦後日本の平和思想の担い手がわかりにくくなる。吉田茂を「保守本流」として、戦前派を「保守傍流」あるいは、「自民党本流」と整理するくらいがある。これら二つの潮流は、外見としては一つの政党内におさまっているが、平和思想では大きな隔たりがある。また、本稿では言及できなかったが、第五福竜丸事件を契機にして反核兵器運動や「非核三原則」が日本の特徴的平和思想として加わり、保守政治内部でも議論となる。1955年体制以降の戦後日本の平和思想と保守政治家たちの関係性、また、平和思想の担い手についての検討は、今後の課題にしたいと思う。

【参考文献】

- 五百旗頭真（2007）『占領期－首相たちの新日本』講談社学術文庫
 石川真澄，山口二郎（2021）『戦後政治史－第四版』岩波新書
 石田雄（1969）『平和の政治学』岩波新書
 小熊英二（2024）「戦後日本の『リベラル』と平和主義－その所与条件と歴史的経緯」『世界』2024年2月号、no.978 pp.32-45
 外務省（2005）「平和国家としての60年の歩み」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/ayumi.html>（2024年8月閲覧）

外務省（2015）『外交青書 2015』

後藤基夫、内田健三、石川真澄（1994a）『戦後保守政治の軌跡（上）』岩波書店

後藤基夫、内田健三、石川真澄（1994b）『戦後保守政治の軌跡（下）』岩波書店

境家史郎（2023）『戦後日本政治史－占領期から「ネオ 55 年体制」まで』
中公新書

ジョン・ダワー、大窪愿二訳（1991a）『吉田茂とその時代（上）』中公文庫

ジョン・ダワー、大窪愿二訳（1991b）『吉田茂とその時代（下）』中公文庫

袖井林二郎編訳（2012）『吉田茂＝マッカーサー往復書簡集 [1945-1951]』講談社
学術文庫

高坂正堯（2006）『宰相－吉田茂』中公クラシックス

高乗智之（2023）「内閣憲法調査会と自主憲法制定論」『憲法研究』第 55 号、
pp.125-152

田中秀征（2018）『自民党本流と保守本流－保守二党ふたたび』講談社

中村香代子（2023）「戦後日本の平和論の源流－戦没者追悼と平和祈念に着想を
得て－」『北東アジア地域研究』第 28 号、pp.39-57

原彬久（2005）『吉田茂－尊皇の政治家』岩波新書

細谷雄一『自主独立とは何か－冷戦開始から講和条約まで』新潮選書

増田弘（1998）『公職追放論』岩波書店

安井浩一郎、NHK スペシャル取材班（2016）『吉田茂と岸信介－自民党・保守
二大潮流の系譜』岩波書店

吉田茂（1978）『激動の百年史－わが決断と奇跡の転換』白川書院

吉田茂（1998a）『回想十年（上）』中公文庫

吉田茂（1998b）『回想十年（中）』中公文庫

吉田茂（1998c）『回想十年（下）』中公文庫

吉田茂（2015）『大磯随想・世界と日本』中公文庫

